

# 事業者の皆さまへの協力要請

12月12日(土)～12月25日(金) (14日間)

## 対象施設

### 札幌市内

接待を伴う飲食店

※風営法第2条第1項第1号  
に該当する営業を行う店舗

### すすきの地区

酒類提供を行う飲食店  
(バー、ナイトクラブ等)

※南3条～南8条、西2丁目～西6丁目の区域  
狸小路は、狸小路1丁目～7丁目までのアーケードに面している店舗

- ・酒類提供を行うカラオケ店
- ・酒類提供を行う料理店等  
(居酒屋、ラーメン店、そば屋等)

## 要請内容

休業

### 営業時間短縮

営業時間は  
「午前5時～午後10時」

### 酒類提供時間短縮

酒類提供時間は  
「午前5時～午後10時」

「北海道スタイル」に基づく対策を徹底